

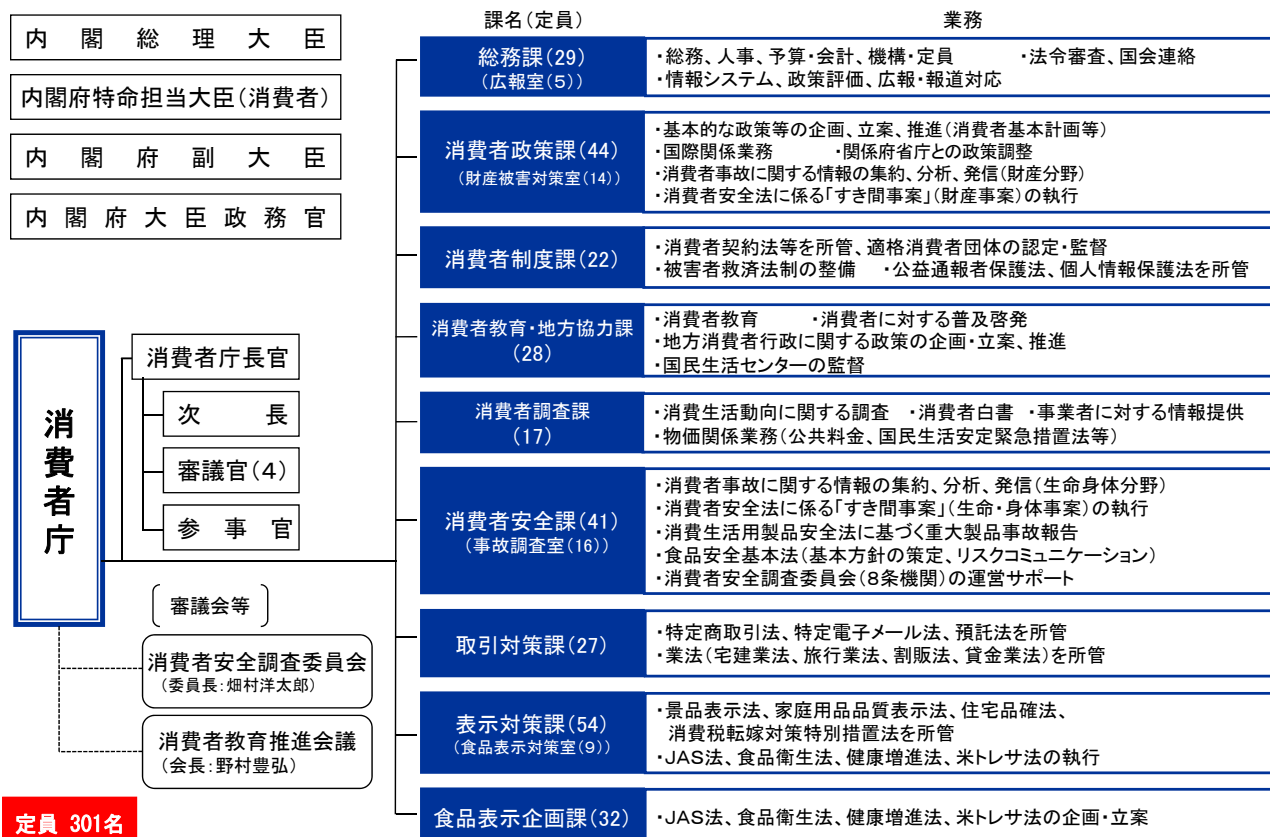
消費者問題シンポジウムin京都

消費者教育推進の取組について

平成27年6月27日

消費者庁消費者教育・地方協力課長

植田 広信



※定員は平成26年度末、
機構は平成26年7月1日時点

上記のほか、個人情報保護推進室(個人情報の保護に関する基本方針の策定等)、食品と放射能に関する消費者理解増進チーム(風評被害の防止)等を設置

消費者教育推進のこれまでの取組

「消費者基本法改正」 平成16年6月2日施行



「消費者教育の推進に関する法律」 平成24年12月13日施行



消費者庁に「消費者教育推進会議」設置 平成25年3月6日第1回会議
委員相互の情報交換 「基本方針」作成・変更に見



「消費者教育の推進に関する基本方針」 平成25年6月28日閣議決定

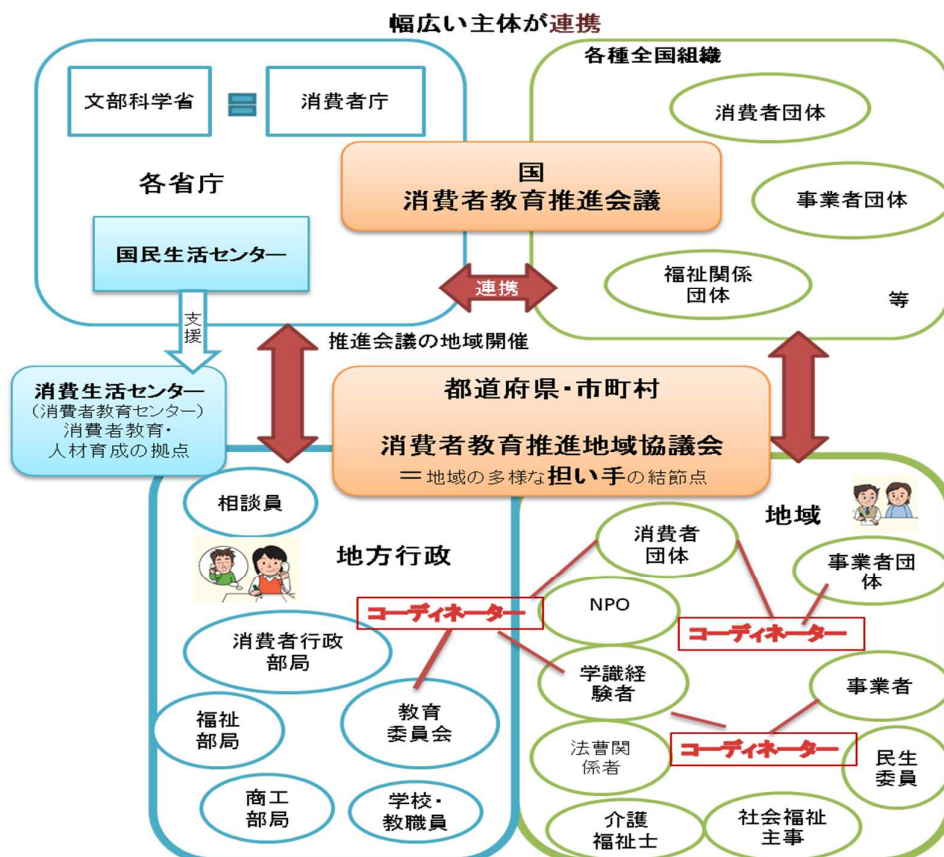


〈3つの小委員会を設置して検討〉
消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会



「消費者教育推進会議取りまとめ」 平成27年3月5日公表

消費者教育の推進体制のイメージ



消費者教育の推進: 消費者教育推進計画の策定(全都道府県・政令市)

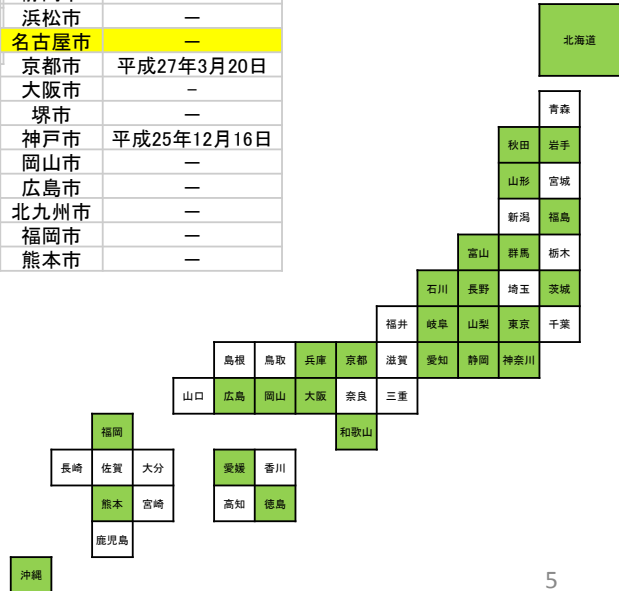
都道府県	策定年月日
北海道	平成27年3月31日
青森県	—
岩手県	平成27年3月27日
宮城県	—
秋田県	平成27年3月20日
山形県	平成26年3月18日
福島県	平成26年12月25日
茨城県	平成26年3月20日
栃木県	—
群馬県	平成26年3月28日
埼玉県	—
千葉県	—
東京都	平成25年8月20日
神奈川県	平成27年3月31日
新潟県	—
富山県	平成26年12月15日
石川県	平成27年3月16日
福井県	—
山梨県	平成26年3月25日
長野県	平成26年6月13日
岐阜県	平成26年3月7日
静岡県	平成26年3月4日
愛知県	平成27年3月24日
三重県	—
滋賀県	—
京都府	平成26年3月11日
大阪府	平成27年3月26日
兵庫県	平成27年3月19日
奈良県	—
和歌山県	平成27年3月2日
鳥取県	—
島根県	—
岡山県	平成26年3月18日
広島県	平成27年3月27日
山口県	—

徳島県	平成26年3月19日
香川県	—
愛媛県	平成26年9月26日
高知県	—
福岡県	平成26年6月18日
佐賀県	—
長崎県	—
熊本県	平成27年2月17日
大分県	—
宮崎県	—
鹿児島県	—
沖縄県	平成27年3月30日

政令指定都市	策定年月日
札幌市	平成27年3月5日
仙台市	—
さいたま市	—
千葉市	—
川崎市	—
横浜市	—
相模原市	—
新潟市	—
静岡市	—
浜松市	—
名古屋市	—
京都市	平成27年3月20日
大阪市	—
堺市	—
神戸市	平成25年12月16日
岡山市	—
広島市	—
北九州市	—
福岡市	—
熊本市	—

27都府県3政令市

※平成27年6月11日現在



5

消費者教育の推進: 消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)

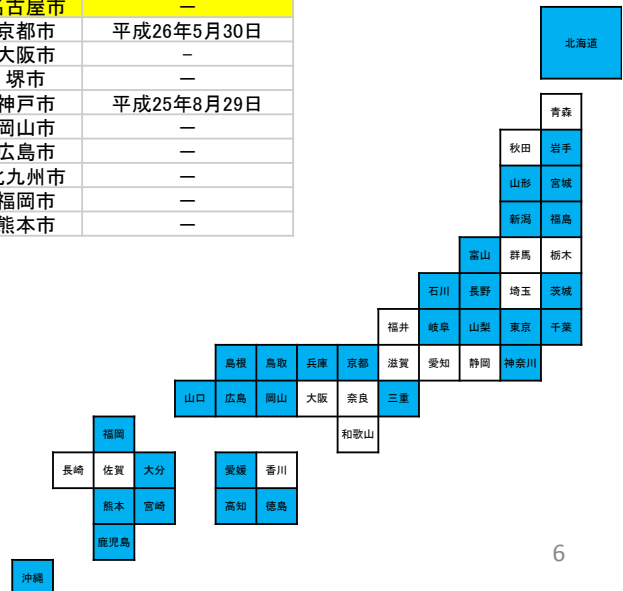
都道府県	第1回開催年月日
北海道	平成26年6月11日
青森県	—
岩手県	平成26年4月21日
宮城県	平成26年7月24日
秋田県	—
山形県	平成25年9月13日
福島県	平成26年2月4日
茨城県	平成25年9月13日
栃木県	—
群馬県	—
埼玉県	—
千葉県	平成26年7月15日
東京都	平成25年6月21日
神奈川県	平成26年9月3日
新潟県	平成27年3月24日
富山県	平成25年11月15日
石川県	平成26年3月13日
福井県	—
山梨県	平成25年10月31日
長野県	平成25年9月2日
岐阜県	平成25年7月23日
静岡県	—
愛知県	—
三重県	平成26年2月25日
滋賀県	—
京都府	平成25年7月19日
大阪府	—
兵庫県	平成26年11月26日
奈良県	—
和歌山県	—
鳥取県	平成26年9月1日
島根県	平成26年9月3日
岡山県	平成25年7月4日
広島県	平成26年3月18日
山口県	平成25年9月1日

徳島県	平成25年11月5日
香川県	—
愛媛県	平成25年10月30日
高知県	平成26年7月25日
福岡県	平成26年1月23日
佐賀県	—
長崎県	—
熊本県	平成25年12月2日
大分県	平成26年11月19日
宮崎県	平成26年11月5日
鹿児島県	平成26年7月28日
沖縄県	平成26年12月5日

政令指定都市	第1回開催年月日
札幌市	平成25年12月10日
仙台市	—
さいたま市	—
千葉市	平成26年7月2日
川崎市	—
横浜市	平成27年2月2日
相模原市	—
新潟市	—
静岡市	平成25年7月8日
浜松市	平成26年10月29日
名古屋市	—
京都市	平成26年5月30日
大阪市	—
堺市	—
神戸市	平成25年8月29日
岡山市	—
広島市	—
北九州市	—
福岡市	—
熊本市	—

32都道府県7政令市

※平成27年6月11日現在



6

消費者教育の推進に関する法律

「消費者教育の推進に関する法律」(H24.12.13施行)

消費者・事業者間の情報の質・量、交渉力の格差等に起因する**消費者被害の防止**

消費者が自らの利益の擁護・増進のため、自主的・合理的に行動できるよう**自立支援**

消費者教育推進の重要性

消費者教育の定義

◆消費者の**自立を支援する**ために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に**消費者市民社会の形成に参画することの重要性**について理解及び関心を深めるための教育を含む)及びこれに準ずる啓発活動

消費者市民社会の定義

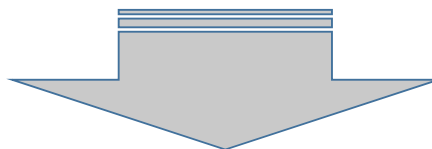
◆消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

7

取りまとめの概要：(1)推進法の意義と消費者教育の理念の整理

【これまでの消費者教育】

消費者一人一人が、正しく、適切な情報を基に、自分自身のために合理的選択を実践し、被害に遭わない、豊かな生活を送ることを基本とする、自立支援のための教育



消費者教育推進法
(平成24年12月施行)

【推進法で視野の広がった消費者教育】

- ・個人として自立しているだけでなく、消費者が社会の一員として行動することも「消費者の自立」の要素
- ・消費者一人一人が、「自分は被害に遭わない、自分は大丈夫」と考えるだけでなく、「消費生活に関する問題は、自分だけでなく社会の問題」と理解し実践していくこと

8